

## 令和5年度（2023年度）エゾシカ捕獲実践研修事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）委託業務

### 1 契約の相手方を選定した理由

本業務については、地域主体のエゾシカの捕獲体制をより効率的な形でコーディネートでき、かつ、道のエゾシカ管理計画を理解した上でその対策を進める視点を持つ人材の育成を欲していることから、この要請に応えうる研修履行のノウハウを有することが必要である。調査適期が樹木の落葉が進み視認しやすく、かつ、エゾシカの季節移動が始まる前の10月の1ヶ月間に限られていることから、その期間内に全道14（総合）振興局の175市町村（離島を除く。）における調査を完了させる必要がある。

一般社団法人エゾシカ協会は、シカの捕獲に必要な知識とともに技能の習得に向けたプログラム（DCC）を確立している唯一の団体であり、これまでも捕獲技術者等への研修を数多く実施しており、本業務の履行をさせることが可能である。また、調査に従事する者には、夜間にライトで照射されたエゾシカを雌雄別・幼成別に識別して、頭数を数える能力が必要である。

以上のことから、一般社団法人エゾシカ協会（代表理事 鈴木正嗣）を選定し、7月26日に開催された環境生活部指名選考委員会において、当該者を見積書徴取業者とした随意契約とすることの適否について審議を諮ったところ、当該者が見積書徴取業者として選考されたもの。

### 2 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

北海道財務規則運用方針第6章第3節（随意契約）関係1の（2）

契約の目的物が代替性のないものであるとき